

大 空 町
子ども・子育て支援事業計画
【第3期】(案)

令和7年3月
令和7年12月改訂
大 空 町

■目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	計画の策定にあたって・・・・・・・・	5

第2章 大空町の子ども・子育てをとりまく現状

1	人口などの動向・・・・・・・・	6
2	ニーズ調査の結果の概要・・・・・・・・	14
3	課題の整理・・・・・・・・	17

第3章 量の見込みと提供体制

1	人口推計・・・・・・・・	18
2	教育・保育提供区域・・・・・・・・	18
<u>3</u>	<u>乳児等通園支援事業の提供区域</u> ・・・・・・・・	<u>19</u>
<u>4</u>	<u>地域子ども・子育て支援事業の提供区域</u> ・・・・・・・・	<u>19</u>
<u>5</u>	<u>幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制</u> ・・・・・・・・	<u>20</u>
<u>6</u>	<u>乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制</u> ・・・・・・・・	<u>22</u>
<u>7</u>	<u>地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制</u> ・・・・・・・・	<u>24</u>

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

大空町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的には、同法第60条に基づき、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、法の定めにより5年を1期として計画を定めることとなっています。

具体的には、以下事項について、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要利用定員総数）」や「確保方策」、「実施時期」「提供体制確保策」を記載することとなっています。

また、「大空町総合計画」を上位計画に、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの部門別計画となるものです。

○「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園及び幼稚園） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭 （認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
3	2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

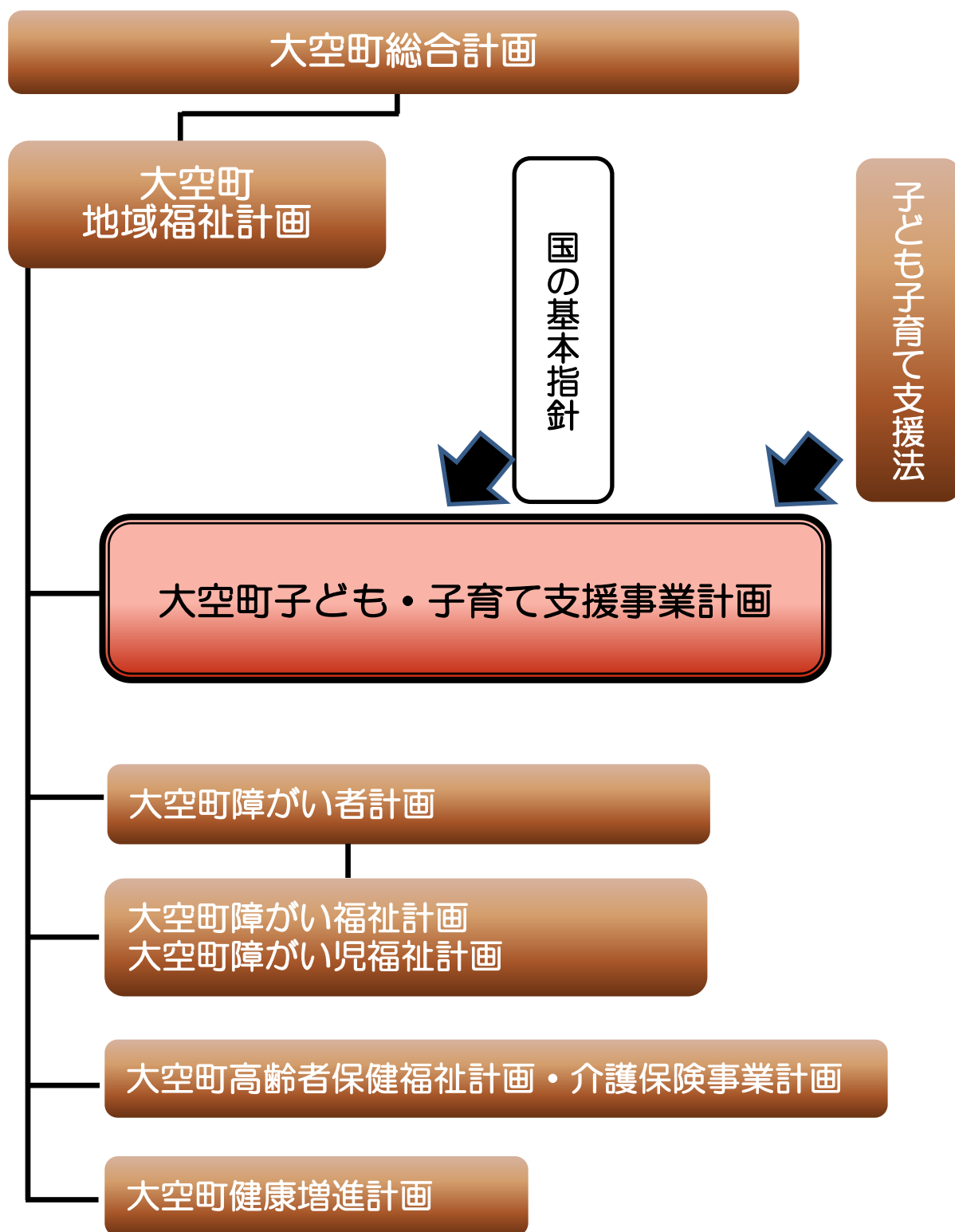
○「乳児等通園支援事業」の需給量の見込み

	対 象 事 業	対象年齢
<u>1</u>	<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u>	<u>0～2歳</u>

○「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み

	対 象 事 業	対象年齢
1	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
2	妊婦健康診査	妊婦
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業	0～17歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
6	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）	0～5歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳
10	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学生
11	利用者支援事業	—
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—
14	妊婦等包括相談支援事業	妊婦
15	産後ケア事業	産後の母子
16	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳
17	児童育成支援拠点事業	6～17歳
18	親子形成支援事業	0～17歳

<各計画との関連イメージ>



2 計画の期間

法の規定により、5年を1期として策定することとされています。

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。見直しを行った場合でも、計画期間については、令和11年度までとします。

平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第1期子ども・子育て 支援事業計画														
				策定	第2期子ども・子育て 支援事業計画									
									策定	第3期子ども・子育て 支援事業計画				

3 計画の策定にあたって

この計画を策定するにあたり必要な基本的事項として、以下の事項に努めました。

(1) 計画を作成するための体制整備

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) サービスの利用実態及びニーズの把握

地域における実情及び必要とするサービス量の把握を行うため、「WEBアンケート調査」を令和5年12月から令和6年1月までの期間で行い、94件の回答がありました。

第2章 大空町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口などの動向

(1) 人口

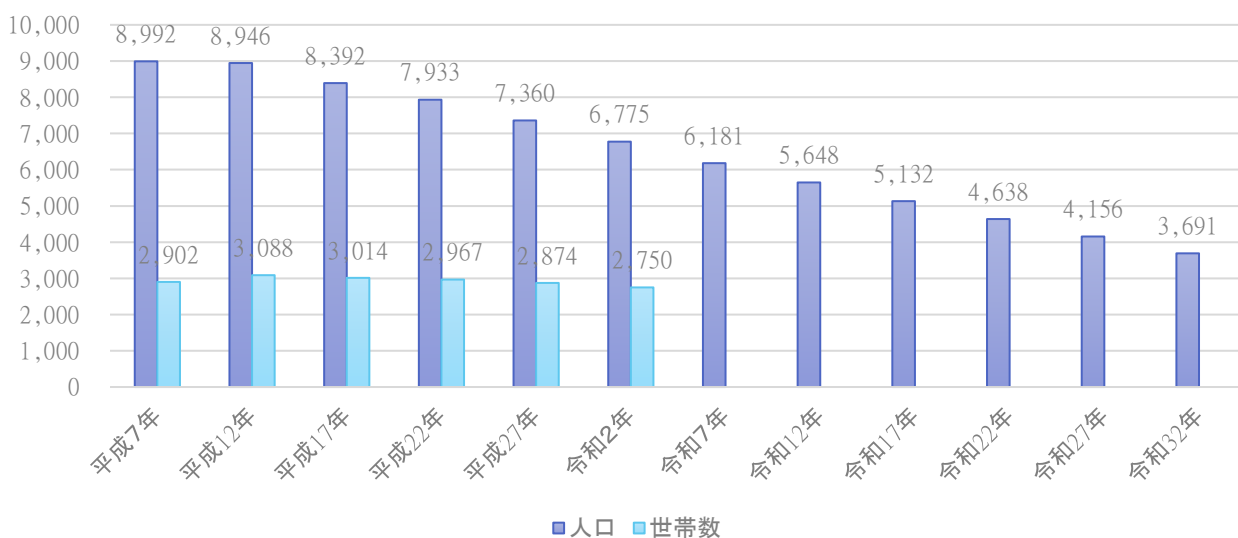
直近10年間に於いて、出生よりも死亡、転入よりも転出の数上回っていることが多く、毎年100人前後の人口減となっています。

特に令和2年以降、出生数が大きく減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、20年後には3分の2となる約3,600人に減少するとされています。

人口・世帯数		人口	世帯数	1世帯当たり
国勢調査	平成7年	8,992	2,902	3.10
	平成12年	8,946	3,088	2.90
	平成17年	8,392	3,014	2.78
	平成22年	7,933	2,967	2.67
	平成27年	7,360	2,874	2.56
	令和2年	6,775	2,750	2.46
住民基本台帳	令和6年11月末日	6,455	2,981	2.16
国立社会保障・人口問題研究所による推計	令和7年	6,181		
	令和12年	5,648		
	令和17年	5,132		
	令和22年	4,638		
	令和27年	4,156		
	令和32年	3,691		

人口・世帯数の推移及び人口推計



人口動態	自然動態			社会動態			その他の増減	全体増減	1/1人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 26 年	55	98	-43	217	304	-87	-3	-133	7,708
平成 27 年	45	114	-69	240	323	-83	-1	-153	7,555
平成 28 年	40	111	-71	219	298	-79	1	-149	7,406
平成 29 年	42	103	-61	238	305	-67	4	-124	7,282
平成 30 年	49	108	-59	252	244	8	4	-47	7,235
令和元年	48	111	-63	207	249	-42	0	-105	7,130
令和 2 年	26	120	-94	203	278	-75	2	-167	6,963
令和 3 年	30	121	-91	216	247	-31	2	-120	6,843
令和 4 年	33	137	-104	257	230	27	5	-72	6,771
令和 5 年	22	105	-83	207	268	-61	-1	-145	6,626

※各年度の数値は、1 月 1 日～12 月 31 日の集計値

※外国人含む

合計特殊 出生率	大空町		北海道	全国
	旧女満別町	旧東藻琴村		
S58～S62	1.97	2.04	1.54	1.69
S63～H4	1.66	1.68	1.41	1.50
H5～H9	1.61	1.49	1.27	1.39
H10～H14	1.54	1.42	1.22	1.32
H15～H19	1.68		1.19	1.34
H20～H24	1.71		1.26	1.41
H25～H29	1.60		1.30	1.43
H30～R4	1.50		1.20	1.33

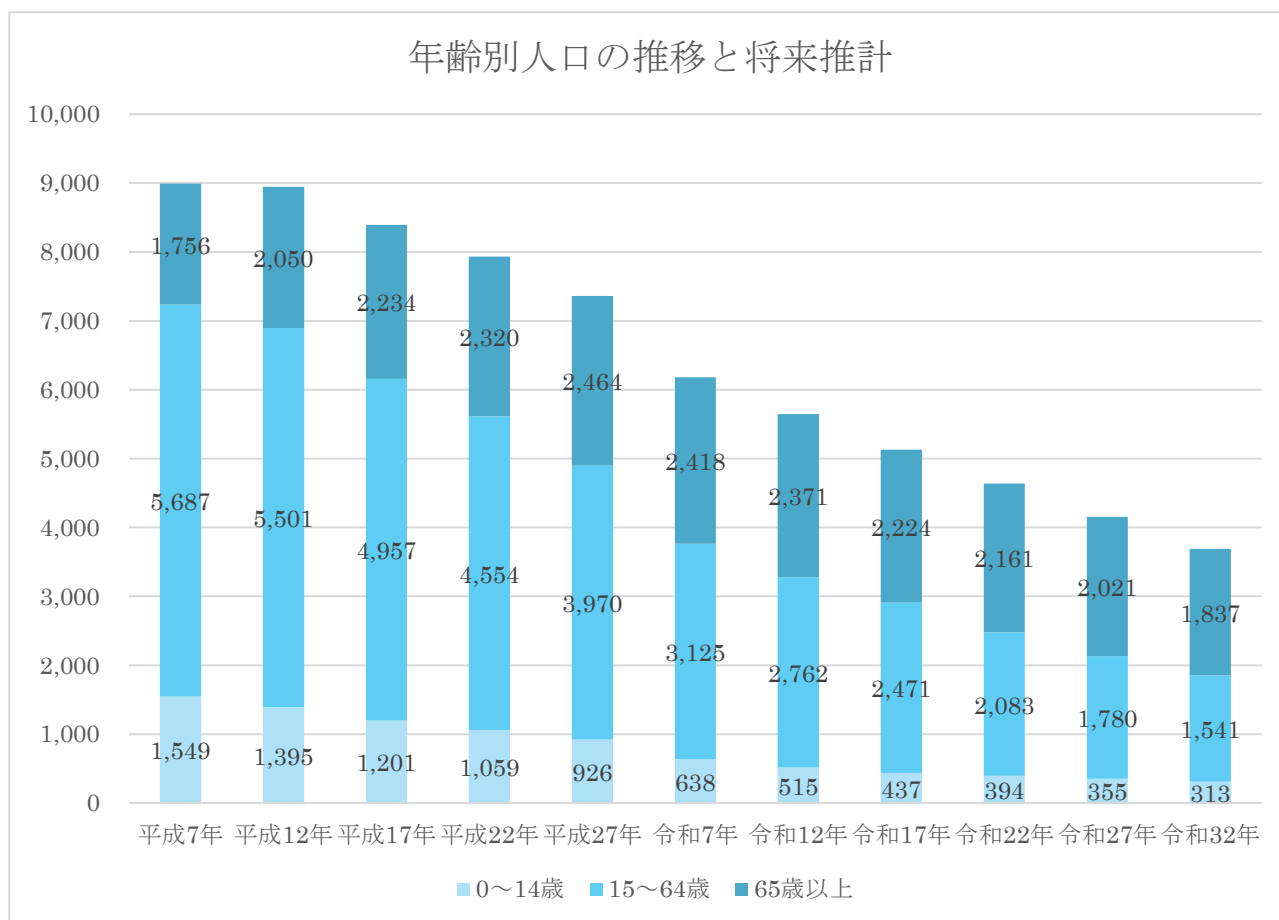
資料：厚生労働省「人口動態統計」

年齢別人口 の推移と将来推計	人口				構成比		
	総数	0～ 14 歳	15～ 64 歳	65 歳 以上	0～ 14 歳	15～ 64 歳	65 歳 以上
平成 7 年	8,992	1,549	5,687	1,756	17.2%	63.2%	19.5%
平成 12 年	8,946	1,395	5,501	2,050	15.6%	61.5%	22.9%
平成 17 年	8,392	1,201	4,957	2,234	14.3%	59.1%	26.6%
平成 22 年	7,933	1,059	4,554	2,320	13.3%	57.4%	29.2%
平成 27 年	7,360	926	3,970	2,464	12.6%	53.9%	33.5%
令和 7 年	6,181	638	3,125	2,418	10.3%	50.6%	39.1%
令和 12 年	5,648	515	2,762	2,371	9.1%	48.9%	42.0%
令和 17 年	5,132	437	2,471	2,224	8.5%	48.1%	43.3%
令和 22 年	4,638	394	2,083	2,161	8.5%	44.9%	46.6%
令和 27 年	4,156	355	1,780	2,021	8.5%	42.8%	48.6%
令和 32 年	3,691	313	1,541	1,837	8.5%	41.8%	49.8%

※平成 27 年以前は、総務省国勢調査

※令和 2 年から令和 5 年までは、住民基本台帳

※令和 7 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計

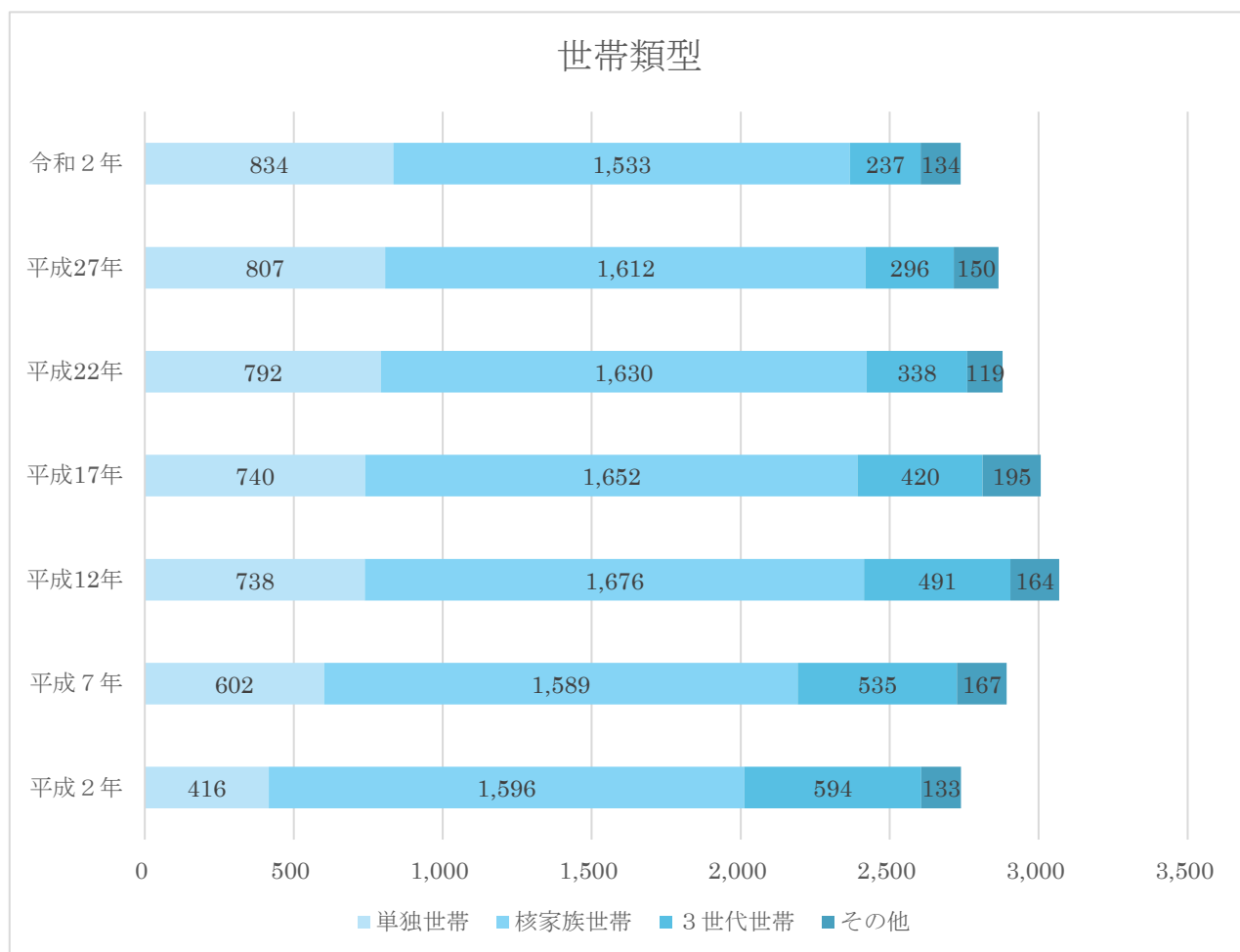


(2) 世帯数

人口と比べると緩やかではありますが、減少傾向にあります。核家族化も進行しています。

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
単独世帯	602	738	740	792	807	834
核家族世帯	1,589	1,676	1,652	1,630	1,612	1,533
夫婦のみ	680	742	767	763	753	738
夫婦と子どものみ	782	779	703	660	617	586
ひとり親と子どものみ	127	155	182	207	242	209
3 世代世帯	535	491	420	338	296	237
その他	167	164	195	119	150	134
合計	2,893	3,069	3,007	2,879	2,865	2,738
18 歳未満の親族がいる世帯	988	943	808	707	623	536

資料：国勢調査



(3) 年齢別の就業率

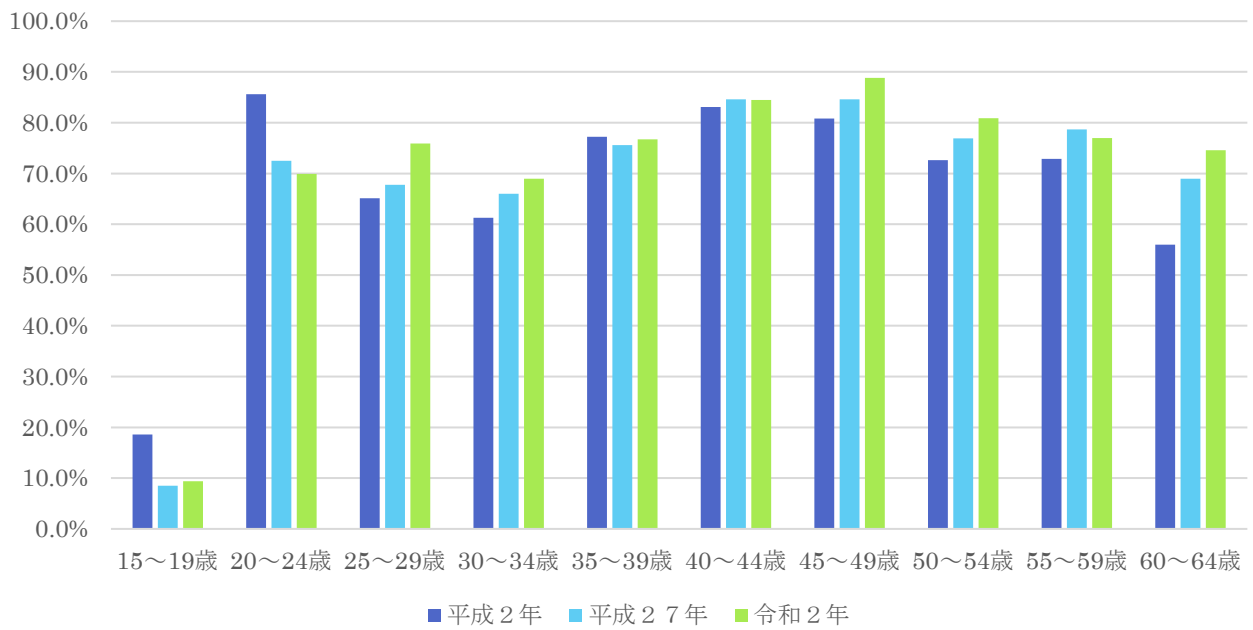
男性の就業率は、平成2年、平成27年、令和2年を比較すると、全体的に下がっています。女性の就業率は、24歳以上において、上昇もしくは維持の状況にあります。

	男			女		
	H2	H27	R2	H2	H27	R2
15～19 歳	14.0%	8.7%	7.9%	18.6%	8.5%	9.4%
20～24 歳	96.0%	82.9%	78.7%	85.6%	72.5%	69.9%
25～29 歳	97.6%	90.3%	90.4%	65.1%	67.8%	75.9%
30～34 歳	97.9%	91.7%	88.0%	61.3%	66.0%	69.0%
35～39 歳	98.4%	96.5%	90.7%	77.2%	75.6%	76.7%
40～44 歳	98.8%	89.2%	92.0%	83.1%	84.6%	84.5%
45～49 歳	99.8%	95.8%	89.1%	80.8%	84.6%	88.8%
50～54 歳	96.7%	93.8%	93.4%	72.6%	76.9%	80.9%
55～59 歳	96.3%	92.1%	91.0%	72.9%	78.7%	77.0%
60～64 歳	81.2%	86.6%	89.1%	56.0%	69.0%	74.6%

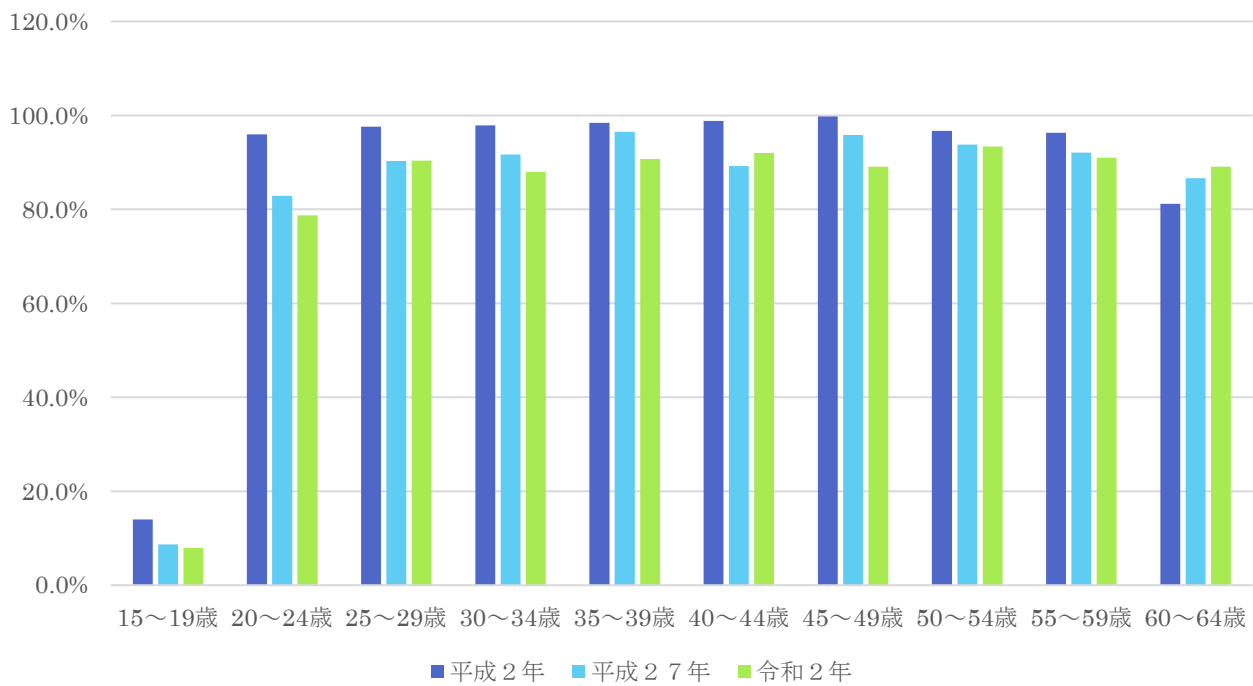
資料：国勢調査



女性の就業率の推移



男性の就業率の推移



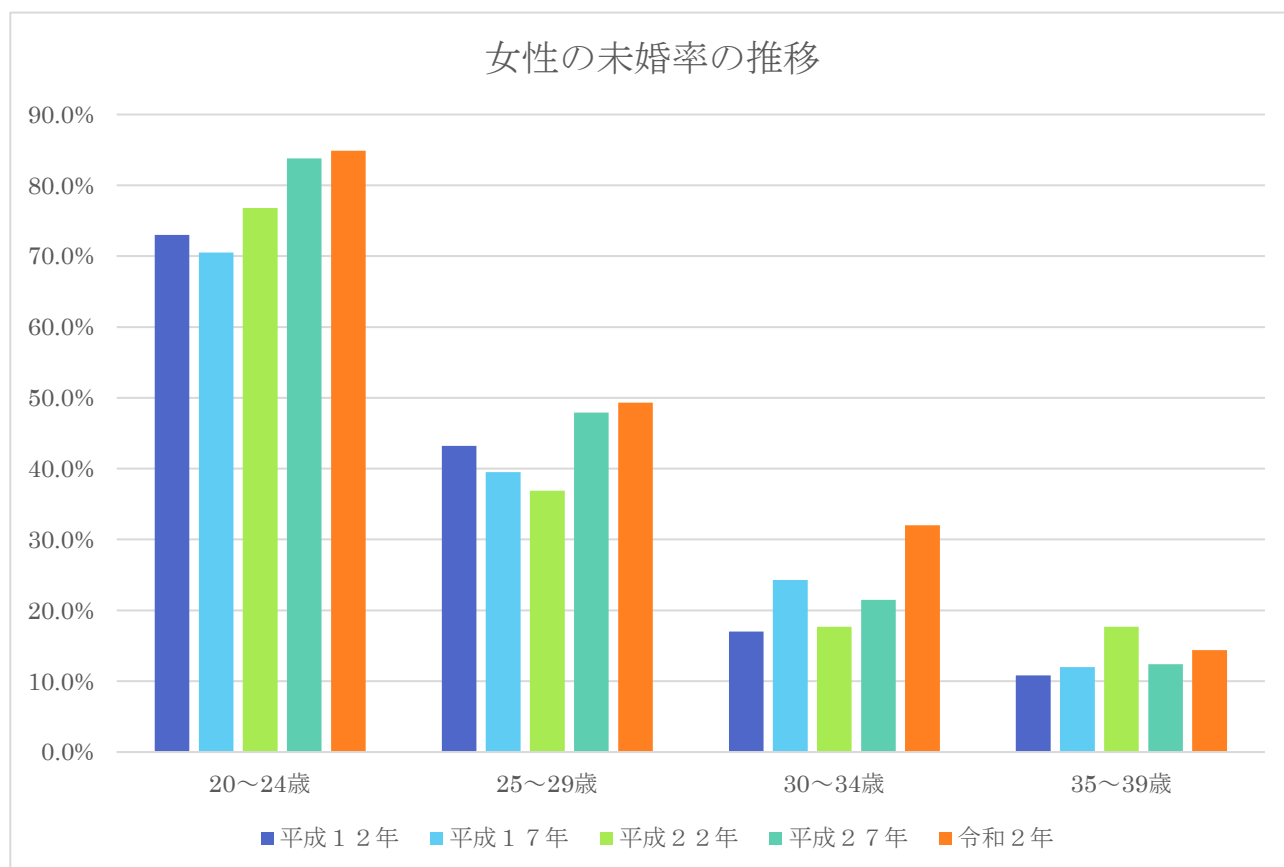
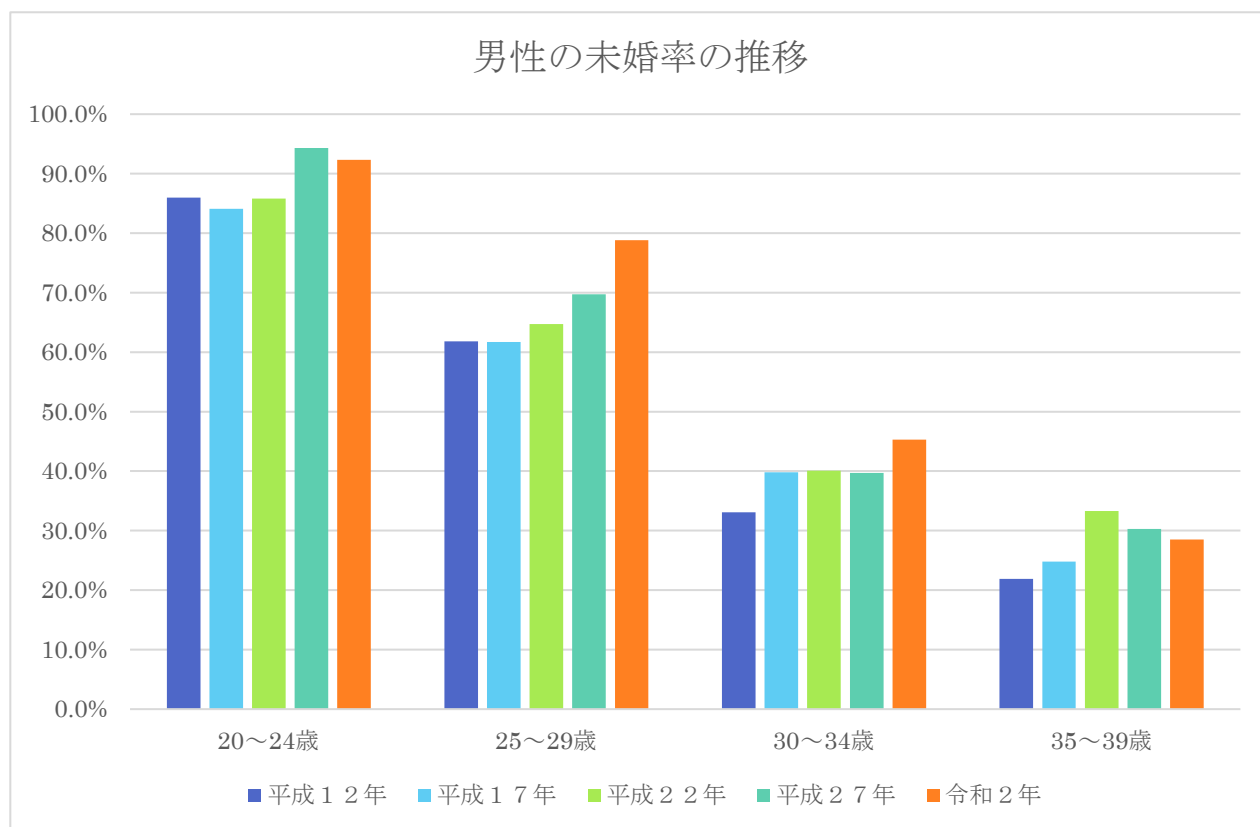
(4) 年齢別の未婚率

男女とも 34 歳以下の未婚率は上昇傾向にあります。35 歳～39 歳では、平成 22 年をピークに減少傾向にあります。

	男性				女性			
	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳
平成 12 年	86.0%	61.8%	33.1%	21.9%	73.0%	43.2%	17.0%	11.0%
平成 17 年	84.1%	61.7%	39.8%	24.8%	70.5%	39.5%	24.3%	12.0%
平成 22 年	85.8%	64.7%	40.1%	33.3%	76.8%	36.9%	17.7%	17.7%
平成 27 年	94.3%	69.7%	39.7%	30.3%	83.8%	47.9%	21.5%	12.4%
令和 2 年	92.3%	78.8%	45.3%	28.5%	84.9%	49.3%	32.0%	14.4%

資料：国勢調査





2 ニーズ調査結果の概要

(1) アンケートの回答状況等

女満別地区59件、東藻琴地区35件、計94件（将来的に移住を検討している世帯を含む）より回答がありました。回答があった方には、ほとんどにお子さんがおり、調査票は母親と父親が半分ずつ回答しています。

子育てを主に行っているのかという設問には、「父母ともに」が約3分の2、「主に母親が」約3分の1と回答しています。

保護者の就労状況の設問では、父親はほとんど就労しており、母親の約4分の3が就労していると回答しています。

育児休業の取得状況では、母親は約56%、父親は約2%が取得したと回答しています。

(2) 未就学児の教育保育施設（認定こども園等）の利用状況

未就学児がいる。未就学児がいる予定がある。未定と回答があった方のうち、約68%の方が認定こども園を月単位で利用していると回答しています。

○平日の利用状況

平日、教育保育施設を利用している方では、全て大空町の認定こども園を利用していると回答しています。

認定こども園の平日の利用状況の回答をまとめると、以下のとおりです。

- ・利用日数は、週5日の利用が多い。
- ・利用開始時間は、午前8時もしくは午前8時半に集中している
- ・利用終了時間は、午後1時、午後4時、午後5時、午後6時までが多い。

病児保育事業を利用したことがあると回答した方が42%、延長保育事業を利用したことがあると回答した方が約44%、一時預かり事業を利用したことがあると回答した方が約28%います。

お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育施設を利用できなかった場合には、回答者の約半分の方が父親もしくは母親のどちらかが休んだと回答しています。

○平日の利用希望

平日、教育保育施設を定期的に利用したいと考えている方のほとんどが町内の認定こども園の利用を希望しています。

認定こども園の平日の利用希望の回答をまとめると、以下のとおりです。

- ・利用日数は週5日の利用が多い。
- ・1日当たりの利用希望時間は、7時間～8時間未満と10時間～11時間未満に集中しています。
- ・利用終了時間は、午後1時、午後4時、午後5時、午後6時までが多い。

病児保育事業を利用したいと回答した方が60%、延長保育事業を利用したいと回答した方が約70%、一時預かり事業を利用したいと回答した方が約58%います。

○土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みの利用状況

土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みに、教育保育施設を利用している方は、ほとんどの方が大空町の認定こども園を利用していると回答しています。

回答した方では、忙しい時期のみの土曜日の利用と定期的に長期休みの期間を利用していると回答した方が多い状況です。

○土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みの利用希望

土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みに、教育保育施設の利用を希望している方は、ほとんどの方が大空町の認定こども園を利用したいと回答しています。

回答した方のうち、土曜日の利用希望は約 55%、日曜祝日の利用希望は約 41%、長期休業の利用希望は約 87%あります。

○一時預かり事業の利用希望

現在は、教育・保育施設等利用していないが、一時預かり事業を利用したことがあると回答した方は、60%いました。

また、将来的に一時預かり事業を利用したいと回答した方は、65%いました。

○認定こども園に対する意見

認定こども園に対しては、26件と多くの意見をいただきました。

特に女満別地区において、近年、3歳未満児の利用希望が定員より多いため、利用できない期間もあり、3歳未満の受け入れ希望、一時預かりの利用希望、職員採用・職員配置、入園者の選考など利用に関する意見等が多くみられます。

(3) 地域子育て支援拠点事業（わんぱくクラブ、あそびのひろば）

地域子育て支援拠点事業（わんぱくクラブ、あそびのひろば）を利用していると回答したでは、利用回数はひと月あたり週1～2日、月1～3日と回答した方が多いです。

今後の利用希望についての回答では、約56%の方が今後も利用したいとの希望があります。

この事業に対する意見では、開設時間を長くしてほしい。事業内容を改善してほしいとの声があります。

(4) 小学生の放課後の過ごし方

小学校低学年、小学校高学年ともに放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかという設問の回答では、児童センター・児童クラブ、自宅、習い事(ピアノ教室、少年団活動、学習塾など)の順番で希望が多いです。

利用希望延べ日数で比較すると、小学校低学年は、児童センター・児童クラブ約44%、自宅約30%、習い事約16%となっており、小学校高学年では、児童センター・児童クラブ約37%、自宅約36%、習い事約17%となっています。

放課後児童クラブに対する意見では、女満別・東藻琴の児童館・児童クラブの差の解消、活動内容の充実、利用時間の延長を望む声があります。

そのほかの事業に対する意見では、子どもワールドの日数の増加、午後6時以降の預ける場所の設置、学習塾、各種教室の開催を望む声があります。

(5) 障がい・発達

障がいに気づいたきっかけや障がい福祉サービスを利用したきっかけは、「本人に接していてなんとなく」「認定こども園や学校から話があった」の回答が多いです。

今後利用したいサービスでは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の利用希望があり、障がい福祉に児童発達支援の大空町での整備を望む声もあります。

※別に実施された障がい者福祉計画アンケート回答状況も加味しています。

(6) 子育て環境

大空町が子育てしやすい町だと思うかという設問に対して、「そう思う」「どちらかというと思う」の合計は約58%となっています。

子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要かという設問に対して、「小児医療体制の充実」「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」「認定こども園の充実」「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」「子育てへの経済的支援の充実」を望む声が多いです。



3 課題の整理

計画の策定にあたり、第3章で記載している各種事業の実績データ及びニーズ調査結果から読み取れる子育てに関する課題について次の通り整理をしました。

(1) 少子化の影響

大空町の人口は一貫して緩やかに減少しており、特に14歳以下の年少人口の減少率が高くなっています。

特に令和2年以降の出生数が大きく減少しています。

(2) 子育て家庭の仕事をサポートする体制づくり

子どもが低年齢児の頃から両親共働き世帯の割合が高まっています。出生数は減少傾向にありますが、町内の認定こども園において、3歳未満児の定員よりも申込数が上回り、希望する認定こども園を利用できない状況にあります。

また、ニーズ調査からも、認定こども園や放課後児童クラブを利用したい希望や充実を求める声が特に多く、今後も、仕事との両立をサポートする子育て支援が求められています。

(3) 既存施設やサービスの周知

「地域子育て支援拠点事業（わんぱくクラブ、あそびのひろば）が知られていないのではないか」などの意見が、ニーズ調査の自由回答で寄せられています。

各種サービスの周知を行うとともに、めっちゃいるど館やのんきっず館などの既存施設の活用を促進します。

(4) 早期療育に向けた体制づくり

年々療育手帳取得者が増えています。未就学児の訓練を実施する児童発達支援や児童の預かり及び訓練を実施する放課後等デイサービスが町内でサービスを提供する事業所がなく、町外の事業所を利用する必要があります。さらに供給量が少ないため、利用したい量のサービスを利用できません。

そのような状況から、本計画ニーズ調査及び障がい者福祉計画アンケートでは、放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業を町内での開設を要望する声が多く寄せられており、町内でのサービス提供を求められています。

第3章 量の見込みと提供体制

1 人口推計

本計画の量の見込みを推計するにあたり、現在の人口データを現況データとして活用し、人口及び出生数が減少傾向になっている状況をふまえ、令和7年度以降の出生数については、令和6年度における女満別地区・東藻琴地区の3歳以下の年齢别人数の最大値とすることとしています。

		出生	0歳	1歳	2歳	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6
実績	R6	27	29	27	23	32	47	46	51	40	44	58	49	55
推計	R7	32	27	29	27	23	32	47	46	51	40	44	58	49
	R8	32	32	27	29	27	23	32	47	46	51	40	44	58
	R9	32	32	32	27	29	27	23	32	47	46	51	40	44
	R10	32	32	32	32	27	29	27	23	32	47	46	51	40
	R11	32	32	32	32	32	27	29	27	23	32	47	46	51

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域にて設定することとなっています。

本町では、教育・保育提供区域を「旧行政区にもとづく2区域」とします。

本町の教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積 (km ²)	認定こども園の数
女満別	159.24	1
東藻琴	184.38	1
合 計	343.62	2

3 乳児等通園支援事業の提供区域

乳児等通園支援事業の提供区域は、教育・保育提供区域に準じて「旧行政区にもとづく2区域」とします。

4 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域とします。

	対 象 事 業	提供区域	考え方
1	地域子育て支援拠点事業	2 区域	女満別地区と東藻琴地区の2地区とする。
2	妊婦健康診査	1 区域	町内全域とする。
3	乳児家庭全戸訪問事業	1 区域	町内全域とする。
4	養育支援訪問事業	1 区域	町内全域とする。
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	—	事業の必要性も含めた中で、検討していきます。
6	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）	1 区域	町内全域とする。
7	一時預かり事業	2 区域	女満別地区と東藻琴地区の2地区とする。
8	延長保育事業	2 区域	女満別地区と東藻琴地区の2地区とする。
9	病児保育事業	2 区域	町内全域とする。
10	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	2 区域	現在と同様に女満別地区と東藻琴地区の2地区とする。
11	利用者支援事業	1 区域	現在と同様に町内全域とする。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	事業の必要性も含めた中で、検討する。。
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	事業の必要性も含めた中で、検討する。
14	妊婦等包括相談支援事業	1 区域	町内全域とする。
15	産後ケア事業	1 区域	町内全域とする。
16	子育て世帯訪問支援事業	—	事業の必要性も含めた中で、検討する。
17	児童育成支援拠点事業	—	事業の必要性も含めた中で、検討する。
18	親子形成支援事業	—	事業の必要性も含めた中で、検討する。

5 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めました。

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

（１）確保の方策

事業形態については、利用ニーズについて、注視しながら、現行体制維持を基本とします。

（２）量の見込み

<女満別地区：月平均>

単位：人

	実績値														
	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 実績値	34	63	24	28	61	30	32	64	28	39	62	24	28	70	23
② 確保量	33	66	34	33	66	34	33	66	34	25	53	27	25	53	27
②－①	△1	3	10	5	5	4	1	2	6	△14	△9	3	△3	△17	4
実施 個所	1 か所			1 か所			1 か所			1 か所			1 か所		
	見込量														
	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
① 見込量	19	58	26	16	47	28	15	45	28	16	47	30	17	51	30
② 確保量	25	53	27	25	53	32	25	53	32	25	53	32	25	53	32
②－①	6	△5	1	9	6	4	10	8	4	9	6	2	8	2	2
実施 個所	1 か所			1 か所			1 か所			1 か所			1 か所		

<東藻琴地区：月平均>

単位：人

	実績値														
	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
① 実績値	46		18	11	35	17	7	33	15	10	31	14	6	21	13
② 確保量	105		18	10	32	18	10	32	18	10	32	18	10	32	18
②－①	59		0	△1	△3	1	3	△1	3	0	1	4	4	11	5
実施 個所	1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所		
	見込量														
	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和 1 0 年度			令和 1 1 年度		
	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
① 見込量	7	20	11	5	15	9	5	15	10	5	15	10	5	15	10
② 確保量	10	32	18	10	32	18	10	32	18	10	32	18	10	32	18
②－①	3	12	7	5	17	9	5	17	8	5	17	8	5	17	8
実施 個所	1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所		

<合計：月平均>

単位：人

	実績値														
	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
① 実績値	143		42	39	96	47	39	97	43	49	93	38	34	91	36
② 確保量	204		52	43	98	52	43	98	52	35	85	45	35	85	45
②－①	61		10	4	2	5	4	1	9	△14	△8	7	1	△6	9
実施 個所	1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所		
	見込量														
	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和 1 0 年度			令和 1 1 年度		
	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号
① 見込量	26	78	37	21	62	37	20	60	38	21	62	40	22	66	40
② 確保量	35	85	45	35	85	50	35	85	50	35	85	50	35	85	50
②－①	9	7	8	14	23	13	15	25	12	14	23	10	13	19	10
実施 個所	1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所			1 ヵ所		

6 乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制

乳児等通園支援事業は、満3歳未満のこどもを対象に、1か月あたりの利用時間の上限を定めて実施することから、両提供区域の年齢別に月平均の利用時間数で「量の見込み」を示し、「確保方策と実施時期」、「事業者との連携・接続推進方針」を定めました。

(1) 量の見込み

〈女満別地区：月平均〉

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	—	21時間	21時間	21時間	21時間
0歳児	—	4時間	4時間	4時間	4時間月
1歳児	—	8時間	8時間	8時間	8時間月
2歳児	—	9時間	9時間	9時間	9時間月
②確保量	—	22時間	22時間	22時間	22時間
実施個所	—	1か所	1か所	1か所	1か所

〈東藻琴地区：月平均〉

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	—	6時間	6時間	6時間	6時間
0歳児	—	1時間	1時間	1時間	1時間月
1歳児	—	3時間	3時間	3時間	3時間月
2歳児	—	2時間	2時間	2時間	2時間月
②確保量	—	22時間	22時間	22時間	22時間
実施個所	—	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 確保方策及び実施時期について

本町における当該事業の実施可能施設は、両提供区域に設置されている「認定こども園」であり、町は当該施設の設置者に対して事業の必要性への理解を求め、実施施設の確保に努めます。実施時期については令和8年度からの事業開始を目途に、一時預かり事業（一般型）との連動も考慮しながら地域の実情を踏まえた事業の展開を図ります。

(3) 事業者との連携・接続推進方針について

本町の地域特性を踏まえ、両提供区域の「認定こども園」と連携を図りながらこどもの良質な育成環境を整えます。

児童の減少により「認定こども園」の定員を満たすことが難しくなりつつある中で、当該事業を利用する児童が「遊びと体験」を経験し、保護者も保育教諭から適切な養育への助言を受けることで、「認定こども園」の役割を理解してもらい、今後の入園につながる取組にします。

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援に関する事業（提供区域区分：大空町）

[事業の概要]

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるような必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。大空町においては、大空町子育て世代包括支援センター（福祉課内）を窓口として、関係機関と連携のもと必要な情報提供や助言等を行います。

[実施の有無と確保方策]

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

[確保方策の考え方]

本町においては、子育て支援担当課を窓口として、関係機関と連携のもと必要な情報提供や助言等を行います。

（２）地域子育て支援事業（提供区域区分：女満別地区、東藻琴地区）

〔事業の概要〕

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。大空町においては、めっちゃいんど館（女満別地区）及びのんきっず館（東藻琴地区）の各地区で１カ所ずつ実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

＜女満別地区：利用人数＞

	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値	207 人日	154 人日	130 人日	157 人日	
②確保量	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日
実施個所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所

	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
②確保量	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日
実施個所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所

＜東藻琴地区：利用人数＞

東藻琴地区 （月間）	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値	174 人日	69 人日	116 人日	47 人日	
②確保量	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日
実施個所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所

東藻琴地区 （月間）	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日
②確保量	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日	550 人日
実施個所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所

※人日：施設全体での延べ利用日数。例えば、利用者１人が、３日利用した場合、３人日と数える。

〔確保方策の考え方〕

めっちゃいんど館やのんきっず館を活用し、本事業を推進します。

（３）妊婦健康診査（提供区域区分：大空町）

〔事業の概要〕

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、疾病や異常の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母児共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。

妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部（一人あたり１４回分）を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

〔量の見込みと確保方策〕

<大空町全域：年間延べ利用回数、実人数>

	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値	413 人回 (45 人)	316 人回 (45 人)	259 人回 (37 人)	363 人回 (45 人)	328 人回 (27 人)
②確保量	すべての妊産婦に対し、14 回分の公費負担を実施				

	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	363 人回 (45 人)	363 人回 (45 人)	363 人回 (45 人)	363 人回 (45 人)	363 人回 (45 人)
②確保量	すべての妊産婦に対し、14 回分の公費負担を実施				

〔確保方策の考え方〕

すべての妊産婦に対し、公費による一部負担（14 回分）を継続します。

（４）乳児家庭全戸訪問事業（提供区域区分：大空町）

〔事業の概要〕

母親のメンタルヘルス支援を重点において、新生児・乳児とその親を対象に、保健師が家庭訪問指導を実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

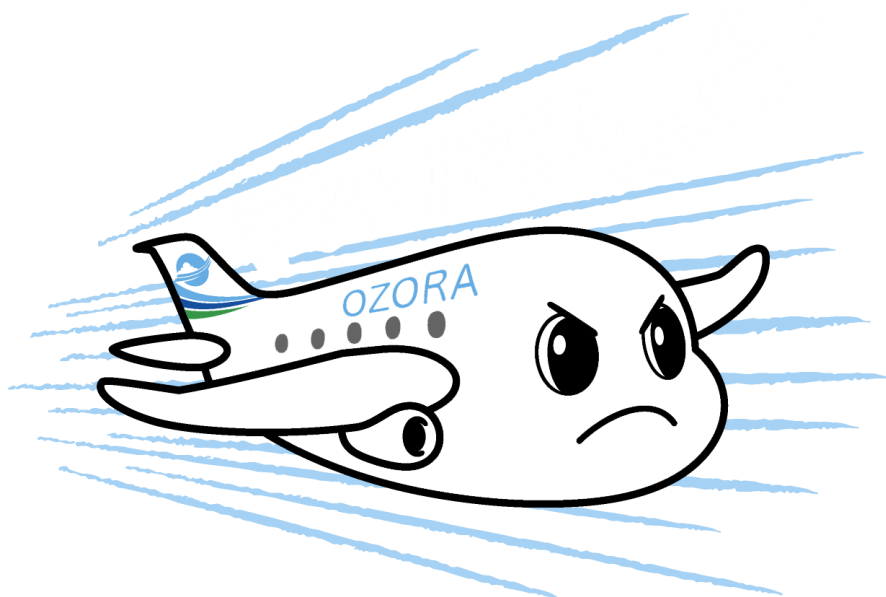
<大空町全域：年間実人数>

大空町全域 (年間)	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値	31 人	26 人	27 人	26 人	27 人
②確保量	全戸訪問の実施				

大空町全域 (年間)	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人
②確保量	全戸訪問の実施				

〔確保方策の考え方〕

全戸訪問を継続します。



（５）養育支援訪問事業等（提供区域区分：大空町）

〔事業の概要〕

新生児、産婦訪問による母子の状況に応じ、ケース対応会議を行い、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

＜大空町全域：年間実人数＞

	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値	６人	５人	２人	３人	５人
②確保量	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	５人	４人	５人	５人	５人
②確保量	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

※見込量については、過去の実績より評価・算出しています。

〔確保方策の考え方〕

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくりに取り組みます。

（６）子育て短期支援事業

〔事業の概要〕

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。現在、本町では該当施設が無いため、実施していません。

〔実施の有無と確保方策〕

＜大空町全域＞

	見込量				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

〔確保方策の考え方〕

児童相談所と連携し実施するものとします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（提供区域区分：大空町）

〔事業の概要〕

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（援助会員）」と「受たい人（利用会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。大空町においては、社会福祉協議会へ運営委託することにより1カ所で実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

＜大空町全域：年間延べ人数、登録人数＞

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	7人日	1人日	0人日	2人日	
利用会員登録者数	15人	19人	19人	19人	21人
援助会員登録者数	11人	11人	11人	11人	10人
両方会員登録者数	8人	7人	7人	7人	8人
②確保量	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
利用会員登録者数	21人	21人	21人	21人	21人
援助会員登録者数	10人	10人	10人	10人	10人
両方会員登録者数	8人	8人	8人	8人	8人
②確保量	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

〔確保方策の考え方〕

ファミリーサポート事業について、乳幼児や児童の保護者へ適切な情報提供を行うとともに、希望に沿った利用につながるよう連絡・調整を行います。

(8) 一時預かり事業（提供区域区分：女満別地区、東藻琴地区）

[事業の概要]

園児の「一時預かり事業」は、通常教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。大空町においては、社会福祉協議会に運営委託することにより、認定こども園において実施しています。

[量の見込みと確保方策]

◆幼稚園型（在園児対象）

<女満別地区：年間利用延べ人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	110 人日	165 人日	324 人日	346 人日	
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

女満別地区 (年間)	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

<東藻琴地区：年間利用延べ人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値		186 人日	63 人日	683 人日	
②確保量		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆一般型（在園児以外対象）

<女満別地区：年間利用延べ人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	121 人日	316 人日	458 人日	227 人日	
②確保量	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
実施個所	1	1	1	1	1

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
②確保量	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
実施個所	1	1	1	1	1

<東藻琴地区：年間利用延べ人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値		186 人日	63 人日	51 人日	
②確保量		700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
実施個所	1	1	1	1	1

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
②確保量	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日	700 人日
実施個所	1	1	1	1	1

※人日：施設全体での延べ利用日数。例えば、利用者1人が、3日利用した場合、3人日と数える。

[確保方策の考え方]

柔軟な保育ニーズの受け皿にもなることから、在園児の一時預かり（在園児対象）事業及び在園児対象外の一時的預かり（一般型など）事業を推進します。

また、令和8年度よりこども誰でも通園制度が全国で実施することとされています。事業内容が一時的預かり事業と類似していることから、状況に応じ、計画を見直すことがあります。

（９）時間外（延長）保育事業（提供区域区分：女満別地区、東藻琴地区）

〔事業の概要〕

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。

大空町においては、社会福祉協議会に運営委託することにより、認定こども園において実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

＜女満別地区：年間利用延べ人数＞

	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値	143 人日	308 人日	357 人日	191 人日	
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	360 人日	360 人日	360 人日	360 人日	360 人日
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

＜東藻琴地区：年間利用延べ人数＞

	実績値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①実績値		254 人日	148 人日	106 人日	
②確保量		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

	見込量				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※人日：施設全体での延べ利用日数。例えば、利用者１人が、３日利用した場合、３人日と数える。

〔確保方策の考え方〕

ファミリーサポートセンターの利用とともに、本事業を推進します。

(10) 病児保育事業（提供区域区分：大空町）

〔事業の概要〕

園児が登園後に体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、認定こども園に付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。

大空町においては、社会福祉協議会に運営委託することにより、認定こども園において実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

<大空町全域：年間利用延べ人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	7 人日	136 人日	304 人日	297 人日	
②確保量	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	350 人日	350 人日	350 人日	350 人日	350 人日
②確保量	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※人日：施設全体での延べ利用日数。例えば、利用者1人が、3日利用した場合、3人日と数える。

〔確保方策の考え方〕

ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。



(11) 放課後児童健全育成事業（提供区域区分：女満別地区、東藻琴地区）

〔事業の概要〕

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。大空町においては、2カ所の放課後児童クラブにおいて実施しています。

〔量の見込みと確保方策〕

<女満別地区：年間登録人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	118人	115人	118人	113人	107人
1年生	24人	30人	25人	20人	20人
2年生	26人	24人	30人	22人	18人
3年生	26人	24人	21人	27人	18人
4年生	19人	16人	19人	19人	23人
5年生	15人	16人	13人	15人	16人
6年生	8人	5人	10人	10人	12人
②確保量	140人	140人	140人	140人	140人
②－①	22人	25人	22人	27人	33人
実施個所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	106人	102人	97人	86人	78人
1年生	27人	23人	19人	12人	13人
2年生	23人	26人	22人	18人	12人
3年生	17人	21人	24人	20人	17人
4年生	14人	12人	16人	17人	15人
5年生	17人	11人	10人	13人	14人
6年生	8人	9人	6人	6人	7人
②確保量	140人	140人	140人	140人	140人
②－①	34人	38人	43人	54人	62人
実施個所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

<東藻琴地区：年間登録人数>

	実績値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値	44人	54人	53人	43人	49人
1年生	9人	13人	11人	9人	15人
2年生	11人	10人	14人	9人	8人
3年生	9人	10人	8人	9人	10人
4年生	4人	10人	8人	5人	7人
5年生	10人	4人	9人	6人	5人
6年生	1人	7人	3人	5人	4人
②確保量	60人	60人	60人	60人	60人
②－①	16人	4人	7人	17人	11人
実施個所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	40人	40人	35人	29人	26人
1年生	6人	10人	4人	4人	6人
2年生	12人	5人	10人	3人	4人
3年生	8人	11人	5人	9人	3人
4年生	6人	6人	8人	4人	6人
5年生	5人	5人	5人	6人	3人
6年生	3人	3人	3人	3人	4人
②確保量	60人	60人	60人	60人	60人
②－①	20人	20人	25人	31人	34人
実施個所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

[確保方策の考え方]

現行体制維持を基本とします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

教材費、園外活動等の行事費、副食材料費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

現在、法に基づく事業について、大空町では実施していませんが、認定こども園等給食費（ひと月 1 人 5 千円上限）の補助金制度を実施しています。

[実施の有無と確保方策]

	見込量				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

[確保方策の考え方]

認定こども園等給食費（ひと月 1 人 5 千円上限）の補助金制度を維持することとし、事業の実施に向けて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。現在、本町では実施していません。

[実施の有無と確保方策]

	見込量				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

[確保方策の考え方]

新規参入の事業者があった際に、巡回支援等の支援事業の実施に向けて検討します。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（提供区域区分：大空町）

[事業の概要]

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

[量の見込みと確保方策]

<大空町全域：年間延べ回数>

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	96 人回	96 人回	96 人回	96 人回	96 人回
妊婦届出数	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人
1組当たりの面会回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

[確保方策の考え方]

ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。

(14) 産後ケア事業（提供区域区分：大空町）

[事業の概要]

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

[量の見込みと確保方策]

<大空町全域：年間延べ回数>

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	64 人日	64 人日	64 人日	64 人日	64 人日
②確保量	64 人日	64 人日	64 人日	64 人日	64 人日
実施個所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

[確保方策の考え方]

ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

[事業の概要]

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊婦等、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。大空町では、実施の予定がありません。

[実施の有無と確保方策]

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

[確保方策の考え方]

今後、事業の必要性を含めた中で、検討していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

[事業の概要]

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。大空町では、実施の予定がありません。

[実施の有無と確保方策]

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

[確保方策の考え方]

今後、事業の必要性を含めた中で、検討していきます。

(17) 親子形成支援事業

[事業の概要]

児童との関わりや子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。大空町では、実施の予定がありません。

[実施の有無と確保方策]

	見込量				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

[確保方策の考え方]

今後、事業の必要性を含めた中で、検討していきます。